

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	身体障害者手帳の交付に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北海道は、身体障害者手帳発行システムにおける特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

北海道知事

公表日

令和5年8月25日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳の交付に関する事務
②事務の内容	<p>身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新規交付申請に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> ・申請書を受理し、システムへ入力する ・診断書等により障害程度を審査し、身体障害者手帳の交付の可否を決定する ・手帳に該当した場合は身体障害者手帳を交付する ・手帳に該当しない場合は却下通知書を交付する 2 再交付申請に関する事務(障害程度の変更) <ul style="list-style-type: none"> ・申請書を受理し、システムへ入力する ・診断書等により審査し、身体障害者手帳の交付の可否を決定する ・手帳に該当した場合又は当該再交付申請は非該当であるが、他に障害認定を受けている場合は、身体障害者手帳を交付する ・手帳に該当しない場合は却下通知書を交付する 3 再交付申請に関する事務(破損、紛失) <ul style="list-style-type: none"> ・申請書を受理し、システムへ入力する ・身体障害者手帳を交付する 4 氏名、居住地の変更に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> ・届出を受理し、システムへ入力する(交付台帳の整備) ・居住地の変更の場合は旧居住地へ通知する 5 返還に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> ・対象者が死亡、非該当になった場合 届出及び手帳を受理し、交付台帳から削除を行う。 ・返還後の手帳は裁断等を行い処分する。
③対象人数	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上30万人未満] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満</p> <p style="margin-left: 100px;">3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	身体障害者手帳発行システム
②システムの機能	身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳に関する障害判定・交付・台帳管理事務等の業務を行うシステム ・ 身体障害者手帳に関する申請・届出の受付処理から通知書等の帳票発行、手帳発行 ・ 身体障害者手帳交付台帳の管理
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他（中間サーバー、児童扶養手当入力システム）
システム2	
①システムの名称	北海道庁宛名連携サーバー
②システムの機能	①統合宛名情報管理機能 宛名連携サーバー運用端末及び既存業務システムからの要求に対して統合宛名番号を付番し、個人番号と紐付けて統合宛名情報として管理する。 ②符号管理対応機能 中間サーバーの符号管理機能に対応する。 ③データ送受信機能 中間サーバー及び既存システムとデータ送受信を行う。 ④利用者認証・権限管理機能 システムを操作するための利用者の認証及び権限管理
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他（中間サーバー）
システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	①符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 ②情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う。 ③情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う。 ④各事務システム接続機能 中間サーバーと各事務システム、宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携する。 ⑤情報提供等記録管理機能 特定個人情報（連携対象）の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 ⑥情報提供データベース管理機能 特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する。 ⑦データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 ⑧セキュリティ管理機能 特定個人情報（連携対象）の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）から受信した情報提供NWS 配信マスター情報を管理する。 ⑨職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う。 ⑩システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他（児童扶養手当入力システム、特別児童扶養手当管理システム、母子福祉資金等貸付償還システム、医療関連業務電算化オンラインシステム、児童措置費事務処理システム、生活保護電算処理システム、障害児施設受給者管理システム）

3. 特定個人情報ファイル名	
身体障害者手帳発行システムデータベースファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第11条</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の身体障害者手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 2 身体障害者福祉法第十六条第一項又は第二項の身体障害者手帳の返還に関する事務 3 身体障害者福祉法施行令(昭和二十五年政令第七十八号)第九条第一項の身体障害者手帳交付台帳の整備に関する事務 4 身体障害者福祉法施行令第九条第二項若しくは第四項の氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 5 身体障害者福祉法施行令第十条第一項又は第三項の身体障害者手帳の再交付に関する事務
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」及び「都道府県知事」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者関係情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) なし (身体障害者手帳の交付に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)</p>
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課
②所属長の役職名	障がい者保健福祉課長
7. 他の評価実施機関	
-	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
身体障害者手帳発行システムデータベースファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	身体障害者手帳に係る申請者及び届出者
その必要性	身体障害者手帳に関する事務を行うにあたり、必要な特定個人情報を保有する
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input checked="" type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	個人番号及びその他識別情報:対象者を正確に特定するために保有 4情報:身体障害者手帳に関する事務を行うために保有 障害者福祉関係情報:身体障害者手帳に関する事務を行うために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課、北海道立心身障害者総合相談所

3. 特定個人情報の入手・使用								
①入手元 ※	<input type="radio"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="radio"/> 評価実施機関内の他部署（総合政策部地域振興局市町村課） <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等（） <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人（） <input type="checkbox"/> 民間事業者（） <input type="checkbox"/> その他（）							
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他（）							
③使用目的 ※	身体障害者手帳交付台帳の管理、障害認定							
④使用の主体	使用部署 北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課 北海道立心身障害者総合相談所							
	使用者数 [10人以上50人未満] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>								
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満							
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満							
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上							
⑤使用方法	1 身体障害者手帳交付に関する事務 ・申請書等を受理し、身体障害者手帳の交付の可否を決定し、手帳を交付する 2 氏名、居住地の変更に関する事務 ・届出を受理し、システムへ入力して交付台帳の整備を行う 3 返還に関する事務 ・届出及び手帳を受理し、交付台帳から削除を行い、返還後の手帳は裁断等を行い処分する							
情報の突合	申請者・届出者の確認等を行うため、住基情報との突合を行う。							
⑥使用開始日	平成28年1月1日							

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1 身体障害者手帳発行システム運用・保守業務		
①委託内容	システム運用、システム保守	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社HBA	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2 身体障害者手帳交付事務補助業務		
①委託内容	身体障害者手帳交付申請書及び各種届出について、システムに入力するなど、身体障害者交付事務の一部を行う(従業場所:心身障害者総合相談所)	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	キャリアバンク株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている (16) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている (2) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条8号 別表第二の10の項
②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	身体障害者手帳に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳対象者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先2	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条8号 別表第二の14の項
②提供先における用途	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	身体障害者手帳に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳対象者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先3	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条8号 別表第二の16の項
②提供先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	身体障害者手帳に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳対象者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()

⑦時期・頻度

照会を受けたら都度

提供先4	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条8号 別表第二の20の項
②提供先における用途	身体障害者福祉方による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	身体障害者手帳に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳対象者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先5	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条8号 別表第二の27の項
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	身体障害者手帳に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳対象者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先6	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条8号 別表第二の28の項
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	身体障害者手帳に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳対象者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先7	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条8号 別表第二の31の項	
②提供先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	身体障害者手帳に関する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳対象者	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先8	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条8号 別表第二の54の項	
②提供先における用途	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	身体障害者手帳に関する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳対象者	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先9	厚生労働大臣	
①法令上の根拠	番号法第19条8号 別表第二の55の項	
②提供先における用途	障害者の雇用の促進等に関する法律による職業紹介等、障害者職業センターの設置及び運営、納付金関係業務若しくは納付金関係業務に相当する業務の実施、在宅就業障害者特例調整金若しくは報奨金等の支給又は登録に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	身体障害者手帳に関する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳対象者	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先10	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条8号 別表第二の56の2の項
②提供先における用途	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	身体障害者手帳に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳対象者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先11	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条8号 別表第二の57の項
②提供先における用途	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	身体障害者手帳に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳対象者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先12	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条8号 別表第二の79の項
②提供先における用途	雇用保険法による雇用安定事業又は能力開発事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	身体障害者手帳に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳対象者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先13	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	
①法令上の根拠	法第19条8号 別表第二の85の2の項	
②提供先における用途	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	身体障害者手帳に関する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳対象者	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先14	独立行政法人日本学生支援機構	
①法令上の根拠	番号法第19条8号 別表第二の106の項	
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	身体障害者手帳に関する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳対象者	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先15	都道府県知事又は市町村長	
①法令上の根拠	法第19条8号 別表第二の108の項	
②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	身体障害者手帳に関する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳対象者	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先16	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条8号 別表第二の116の項
②提供先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	身体障害者手帳に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳交付対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先1	保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例
②移転先における用途	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第31条
③移転する情報	身体障害者手帳に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳に関する情報
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (身体障害者手帳発行システムにインターフェイスを実装)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先2	総務部財政局税務課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第21条
③移転する情報	身体障害者手帳に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	身体障害者手帳に関する情報
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (身体障害者手帳発行システムにインターフェイスを実装)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<北海道における措置> ・入館及びサーバー室への入室を厳重に管理したデータセンターに設置したサーバ内に保存され、バックアップも毎日同センターに設置したバックアップサーバ内に保存される。 ・サーバーへのアクセスはID、パスワードによる認証とし、アクセスする職員を明確化するとともに、その機会を必要最低限としている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報はサーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

○基本台帳ファイル

1. 手帳発行者,2. 手帳番号,3. 氏名カナ,4. 氏名漢字,5. 郵便番号,6. 住所1,7. 住所2,8. 自治体コード,9. 本籍地1,10. 本籍地2,11. 保護者氏名,12. 保護者住所1,13. 保護者住所2,14. 保護者生年月日,15. 続柄,16. 性別区分,17. 生年月日,18. 初回手帳交付日,19. 最終手帳交付日,20. 最終台帳更新日,21. 最終受付自治体,22. 最終受付番号,23. 最終受付区分,24. 手帳発行許可,25. 更新フラグ,26. 個人コード,27. 統一個人コード,28. 学区コード,29. 施設コード,30. 療育手帳発行者,31. 療育手帳番号,32. 転入日,33. 転出日,34. 返還発生日,35. 特記事項,36. 転出先都道府県コード,37. 転出先郵便番号,38. 転出先住所1,39. 転出先住所2,40. 返還事由,41. 手帳返還,42. 手帳返還日,43. 印刷用初回手帳交付日,44. 登録ID,45. 最終更新日,46. 最終更新時間

○手帳発行履歴ファイル

1. 手帳発行者,2. 手帳番号,3. 手帳交付日,4. 連番,5. 障害内容,6. 種別,7. 級,8. 部位コード,9. 上肢級,10. 下肢級,11. 肢体級,12. 明細種別,13. 明細級,14. 明細部位コード,15. 測定区分右,16. 測定区分左,17. 級枝,18. 点数,19. 傷病コード右,20. 傷病コード左,21. 障害コード,22. 値右,23. 値左,24. 特殊右,25. 特殊左,26. 時点手帳発行者,27. 時点手帳番号,28. 再認定日,29. 再発行事由,30. 手帳返還,31. 手帳返還日,32. 割引1,33. 割引2,34. 割引3,35. 割引4,36. 割引5,37. 区分1,38. 区分2,39. 区分3,40. 区分4,41. 区分5,42. 再認定事由,43. 明細再認定日,44. 最終更新日,45. 最終更新時間

○手帳発行履歴詳細ファイル

1. 手帳発行者,2. 手帳番号,3. 手帳交付日,4. 連番,5. 連番2,6. 障害内容,7. 種別,8. 級,9. 部位コード,10. 明細種別,11. 明細級,12. 明細部位コード,13. 級枝,14. 点数,15. 傷病コード右,16. 傷病コード左,17. 障害コード,18. 値右,19. 値左,20. 特殊右,21. 特殊左,22. 相当,23. 最終更新日,24. 最終更新時間

○氏名履歴ファイル

1. 手帳発行者,2. 手帳番号,3. 氏名更新日,4. 発生生年月日,5. 氏名カナ,6. 氏名漢字,7. 最終更新日,8. 最終更新時間

○住所履歴ファイル

1. 手帳発行者,2. 手帳番号,3. 住所更新日,4. 発生生年月日,5. 郵便番号,6. 住所1,7. 住所2,8. 自治体コード,9. 学区コード,10. 最終更新日,11. 最終更新時間

○受付基本ファイル

1. 自治体コード,2. 受付番号,3. 受付区分,4. 処理状況区分,5. 手帳発行者,6. 手帳番号,7. 氏名カナ,8. 氏名漢字,9. 郵便番号,10. 住所1,11. 住所2,12. 本籍地1,13. 本籍地2,14. 保護者氏名,15. 保護者住所1,16. 保護者住所2,17. 保護者生年月日,18. 続柄,19. 生年月日,20. 性別区分,21. 個人コード,22. 統一個人コード,23. 学区コード,24. 受付年月日,25. 申請年月日,26. 文書年月日,27. 特記事項,28. 文書記号,29. 文書番号,30. 事由コード,31. 書類区分,32. 返戻部位,33. 決裁年月日,34. 審議予定月,35. 却下返戻日,36. 取下半年月日,37. 取下事由,38. 療育手帳発行者,39. 療育手帳番号,40. 登録ID,41. 最終更新日,42. 最終更新時間

○受付新規変ファイル

1. 自治体コード,2. 受付番号,3. 更生医療,4. 審査会,5. 種別,6. 級,7. 代表部位,8. 上肢級,9. 下肢級,10. 肢体級,11. 再認定日,12. 医師コード,13. 決裁予定日,14. 診断書年月日,15. 割引1,16. 割引2,17. 割引3,18. 割引4,19. 割引5,20. 区分1,21. 区分2,22. 区分3,23. 区分4,24. 区分5,25. 最終更新日,26. 最終更新時間

○受付障害程度ファイル

1. 自治体コード,2. 受付番号,3. 連番,4. 障害内容,5. 種別,6. 級,7. 部位コード,8. 上肢級,9. 下肢級,10. 肢体級,11. 明細種別,12. 明細級,13. 明細部位コード,14. 測定区分右,15. 測定区分左,16. 級枝,17. 点数,18. 傷病コード右,19. 傷病コード左,20. 障害コード,21. 値右,22. 値左,23. 特殊右,24. 特殊左,25. 再認定受付区分,26. 再認定事由,27. 明細再認定日,28. 最終更新日,29. 最終更新時間

○受付障害程度詳細ファイル

1. 自治体コード,2. 受付番号,3. 連番,4. 連番2,5. 障害内容,6. 種別,7. 級,8. 部位コード,9. 明細種別,10. 明細級,11. 明細部位コード,12. 級枝,13. 点数,14. 傷病コード右,15. 傷病コード左,16. 障害コード,17. 値右,18. 値左,19. 特殊右,20. 特殊左,21. 相当,22. 最終更新日,23. 最終更新時間

○受付氏名ファイル

1. 自治体コード,2. 受付番号,3. 氏名カナ,4. 氏名漢字,5. 発生生年月日,6. 最終更新日,7. 最終更新時間

○受付住所ファイル

1. 自治体コード,2. 受付番号,3. 郵便番号,4. 住所1,5. 住所2,6. 学区コード,7. 発生生年月日,8. 最終更新日,9. 最終更新時間

○受付審査ファイル

1. 自治体コード,2. 受付番号,3. 審査番号,4. 部位コード,5. 再認定区分,6. 医師コード,7. 事由コード,8. 手帳返還区分,9. 申請等級,10. 答申等級,11. 法別表,12. 再認定事由,13. 申請通知番号,14. 答申通知番号,15. 調査依頼日,16. 最終更新日,17. 最終更新時間

○受付転出ファイル

1. 自治体コード,2. 受付番号,3. 都道府県コード,4. 郵便番号,5. 住所1,6. 住所2,7. 発生年月日,8. 最終更新日,9. 最終更新時間

○受付返還ファイル

1. 自治体コード,2. 受付番号,3. 返還事由,4. 手帳返還,5. 返還発生日,6. 最終更新日,7. 最終更新時間

○受付転入ファイル

1. 自治体コード,2. 受付番号,3. 初回交付日,4. 最終交付日,5. 都道府県コード,6. 発生年月日,7. 最終更新日,8. 最終更新時間

○受付転入氏名履歴ファイル

1. 自治体コード,2. 受付番号,3. 氏名更新日,4. 発生年月日,5. 氏名カナ,6. 氏名漢字,7. 最終更新日,8. 最終更新時間

○受付転入住所履歴ファイル

1. 受付自治体コード,2. 受付番号,3. 住所更新日,4. 発生年月日,5. 郵便番号,6. 住所1,7. 住所2,8. 自治体コード,9. 学区コード,10. 最終更新日,11. 最終更新時間

○受付転入手帳履歴ファイル

1. 自治体コード,2. 受付番号,3. 手帳交付日,4. 連番,5. 障害内容,6. 種別,7. 級,8. 部位コード,9. 上肢級,10. 下肢級,11. 肢体級,12. 明細種別,13. 明細級,14. 明細部位コード,15. 測定区分右,16. 測定区分左,17. 級枝,18. 点数,19. 傷病コード右,20. 傷病コード左,21. 障害コード,22. 値右,23. 値左,24. 特殊右,25. 特殊左,26. 時点手帳発行者,27. 時点手帳番号,28. 再認定日,29. 再発行事由,30. 手帳返還,31. 手帳返還日,32. 割引1,33. 割引2,34. 割引3,35. 割引4,36. 割引5,37. 区分1,38. 区分2,39. 区分3,40. 区分4,41. 区分5,42. 再認定事由,43. 明細再認定日,44. 最終更新日,45. 最終更新時間

○受付転入手帳履歴詳細ファイル

1. 自治体コード,2. 受付番号,3. 手帳交付日,4. 連番,5. 連番2,6. 障害内容,7. 種別,8. 級,9. 部位コード,10. 明細種別,11. 明細級,12. 明細部位コード,13. 級枝,14. 点数,15. 傷病コード右,16. 傷病コード左,17. 障害コード,18. 値右,19. 値左,20. 特殊右,21. 特殊左,22. 相当,23. 最終更新日,24. 最終更新時間

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。			
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	複数ある外部団体の所属員の氏名等を含むデータ(個人番号を含まない)を、それぞれの団体にメール送信する際、当該データが個人情報であるという認識なく、全団体に送信した。事故発覚後、送付した全団体にに対し、謝罪するとともに、送付したデータの破棄を依頼した。	
再発防止策の内容	職員に個人情報を取り扱う認識を徹底させるため、研修を実施することにも、文言発出の際は、複数人による確認を徹底するよう周知している。また、職員が職務で使用するパソコンを起動する際、自動で個人情報の誤送付等の防止を喚起するポップアップを表示させる機能を利用するなどICTを活用した意識喚起にも取り組んでいる	
その他の措置の内容	<p><身体障害者手帳発行システムの運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムにアクセスするための認証装置は、事務室において、施錠付きのラック内に保管している。 ・サーバーへのアクセスはID、パスワードによる認証が必要である。 ・身体障害者手帳発行システムのウイルス対策ソフトのパターンファイルは、スケジュール設定で更新している。 ・バックアップメディアは一定期間を経て消去する。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>④導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> ・サーバーの取替え、リース返却など行政情報を消去する際は、復元不可能な状態にすることとする。 ・記憶装置又は記憶媒体を破棄する場合は、消磁、破砕、熔解その他当該記憶装置又は記憶媒体に記録されたファイル及びドキュメントの復元が不可能となるような措置を求める。 ・業者委託する場合は、委託先が確実に削除又は廃棄したことについて、証明書等の提出を求める。 		
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p><身体障害者手帳発行システムの運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員に対し、個人情報保護に関する研修を行っている。 ・違反者に対しては、その都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報の保護に関する特記事項を明記し、秘密保持契約を締結しており、違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償を請求する。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 	

10. その他のリスク対策

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	北海道総務部行政局文書課行政情報センター 〒060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館3階 電話:011-204-5038
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 電話:011-204-5075
②対応方法	・問い合わせがあった場合、問い合わせの内容と対応の経過について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和1年10月24日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	道民意見提出手続に関する要綱に基づき、パブリックコメントによる意見聴取を実施した。 なお、意見は障がい者保健福祉課、行政情報センター、各(総合)振興局行政情報コーナー及び保健環境部社会福祉課での閲覧及び配布、障がい者保健福祉課のホームページへの掲載を行い、郵送、FAX、電子メール等の手段により意見を受け付けた。
②実施日・期間	令和元年11月5日～令和元年12月4日
③主な意見の内容	①報道によれば、公表されているだけで、年金機構分を除いても425万件の特定個人情報が漏えいしているとも聞く。また、厚生労働省において、情報連携の対象となる具体的なデータ項目や照会条件を定める「データ標準レイアウト」の条件設定に誤りがあったため、27事務の情報連携を行わないよう通知されているが、道はこれを把握したうえで、マイナンバーを使って情報連携して大丈夫なのか？ ②特定個人情報ファイルの取り扱いの委託について、年金機構や国税庁、自治体において、「無許諾の番号法違反の再委託」による特定個人情報の流出・漏えい事件があった。 運用・保守業務は契約で再委託しない、となっても実際に再委託しているケースがあったようだが、「委託先」に対しても確認する必要はないのか？委託後も十分な管理が必要である。 ③リスクへの対策の「十分である」、「特に力を入れている」の差、違い及びその根拠は何か？ ④別添2には、ヒューマンエラーと思われる事態が多々記載されている。これは今後も危惧されるが、事態・事故は常に情報公開(報道)して危険を知らせる(報道する)べきだ。
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	【部会審議】令和元年12月23日 【全体会審議】令和2年1月23日
②方法	北海道情報公開・個人情報保護審査会への諮問による第三者点検を実施した。
③結果	【点検結果(総評)】 北海道特定個人情報保護評価実施要綱第9の2の「審議の観点」に基づき個別に内容を審査したところ、事務担当課では、特定個人情報ファイルの取扱いに伴う特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、リスクを軽減させるための措置を講じているものと認められる。 また、道民等の信頼の確保のため、特定個人情報ファイルの取扱いにおいて個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを自ら宣言し、どのような措置を講じているかを具体的に記載しており、特段の問題は認められないものと考えられる。 【意見】 「Ⅲ リスク対策」 「9. 従業者に対する教育・啓発」 〈身体障害者手帳発行システムの運用における措置〉の記載『職員に対し、個人情報保護に関する研修を行っていく。』について、現在においても研修は実施されていることから、『職員に対し、個人情報保護に関する研修を定期的に行っている。』と記載した方がよい。 ※上記意見を踏まえ、評価書を修正した。

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月24日	I-5②「法令上の根拠」	番号法第19条7号 別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」及び「都道府県知事」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者関係情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16、27、28、31、54、55、79、106)	番号法第19条7号 別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」及び「都道府県知事」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者関係情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項	事後	重要な変更にあたらぬ(誤字脱字の修正)
平成27年12月24日	I-7	(記載なし)	—	事後	重要な変更にあたらぬ(誤字脱字の修正)
平成27年12月24日	II-2⑤保有開始日	平成27年10月	平成28年1月	事後	重要な変更にあたらぬ(誤字脱字の修正)
平成27年12月24日	II-3①入手元	総合政策部地域行政局市町村課	総合政策部地域主権・行政局市町村課	事後	重要な変更にあたらぬ(誤字脱字の修正)
平成27年12月24日	II-5「提供・移転の有無」	8件	11件	事後	重要な変更にあたらぬ(誤字脱字の修正)
平成27年12月24日	II-5「提供先7」	厚生労働大臣	市町村長	事後	重要な変更にあたらぬ(誤字脱字の修正)
平成27年12月24日	II-5「提供先7」①法令上の根拠	番号法第19条7号 別表第二の79の項	番号法第19条7号 別表第二の56の2の項	事後	重要な変更にあたらぬ(誤字脱字の修正)
平成27年12月24日	II-5「提供先7」②提供先における用途	雇用保険法による雇用安定事業又は能力開発事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更にあたらぬ(誤字脱字の修正)
平成27年12月24日	II-5「提供先8」	独立行政法人日本学生支援機構	都道府県知事等	事後	重要な変更にあたらぬ(誤字脱字の修正)
平成27年12月24日	II-5「提供先8」①法令上の根拠	番号法第19条7号 別表第二の106の項	番号法第19条7号 別表第二の57の項	事後	重要な変更にあたらぬ(誤字脱字の修正)
平成27年12月24日	II-5「提供先8」②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更にあたらぬ(誤字脱字の修正)
平成27年12月24日	II-5「提供先9」	(記載なし)	番号法第19条7号 別表第二の79の項(雇用保険法による雇用安定事業又は能力開発事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの)の追加	事後	重要な変更にあたらぬ(誤字脱字の修正)
平成27年12月24日	II-5「提供先10」	(記載なし)	番号法第19条7号 別表第二の106の項(独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの)の追加	事後	重要な変更にあたらぬ(誤字脱字の修正)
平成27年12月24日	II-5「提供先11」	(記載なし)	番号法第19条7号 別表第二の116の項(子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの)の追加	事後	重要な変更にあたらぬ(誤字脱字の修正)
平成27年12月24日	II-5「移転先1」	保健福祉部子ども未来推進局	保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課	事後	重要な変更にあたらぬ(誤字脱字の修正)
平成27年12月24日	II-5「移転先1」①法令上の根拠	番号法第9条第2項	番号法第9条第2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例	事後	重要な変更にあたらぬ(誤字脱字の修正)
平成27年12月24日	II-5「移転先1」②提供先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第31条	事後	重要な変更にあたらぬ(誤字脱字の修正)
平成27年12月24日	II-5「移転先1」⑥移転方法	その他(検討中)	その他(身体障害者手帳発行システムへ移転機能を追加する)	事後	重要な変更にあたらぬ(誤字脱字の修正)
平成27年12月24日	II-5「移転先2」①法令上の根拠	番号法第9条第2項	番号法第9条第2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例	事後	重要な変更にあたらぬ(誤字脱字の修正)
平成27年12月24日	II-5「移転先1」②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第21条	事後	重要な変更にあたらぬ(誤字脱字の修正)
平成27年12月24日	II-5「移転先2」⑥移転方法	その他(検討中)	その他(身体障害者手帳発行システムへ移転機能を追加する)	事後	重要な変更にあたらぬ(誤字脱字の修正)
平成27年12月24日	IV-1①請求先	北海道総務部人事局法制文書課行政情報センター	北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター	事後	重要な変更にあたらぬ(誤字脱字の修正)
平成28年6月28日	I-6②「所属長」	障がい者保健福祉課長 湯谷隆博	障がい者保健福祉課長 植村豊	事後	重要な変更にあたらぬ(誤字脱字の修正)
平成28年6月28日	III-7②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	(記載なし)	③H28.1.16に出先機関において開催された研修会において、当該出先機関の職員が、約130人分の個人情報記載された文書と約160人分の個人情報保存されたUSBメモリーを紛失した。	事後	重要な変更にあたらぬ(所属長の変更)

平成28年6月28日	Ⅲ-7②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	(記載なし)	③個人情報の適正管理について研修を行い、再発防止に取り組むこととした。 また、外部記録媒体の管理の徹底と職員に対する指導について、文書通知を行った。	事後	重要な変更にあたらぬ(追加修正)
平成30年6月27日	I-9②「所属長」	障がい者保健福祉課長 植村豊	障がい者保健福祉課長 東 秀明	事後	重要な変更にあたらぬ(追加修正)
平成30年6月27日	II-5特定個人情報の提供・移転	11件	16件	事後	重要な変更にあたらぬ(所属長の変更)
平成30年6月27日	II-5特定個人情報の提供・移転「提供先」12	(記載なし)	番号法第19条7号 別表第二の10の項(児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの)の追加	事後	重要な変更にあたらぬ(追加修正)
平成30年6月27日	II-5特定個人情報の提供・移転「提供先」13	(記載なし)	番号法第19条7号 別表第二の14の項(児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの)の追加	事後	重要な変更にあたらぬ(追加修正)
平成30年6月27日	II-5特定個人情報の提供・移転「提供先」14	(記載なし)	番号法第19条7号 別表第二の20の項(身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)の追加	事後	重要な変更にあたらぬ(記載漏れの追加修正)
平成30年6月27日	II-5特定個人情報の提供・移転「提供先」15	(記載なし)	番号法第19条7号 別表第二の85の2項(特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの)の追加	事後	重要な変更にあたらぬ(記載漏れの追加修正)
平成30年6月27日	II-5特定個人情報の提供・移転「提供先」16	(記載なし)	番号法第19条7号 別表第二の108の項(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの)の追加	事後	重要な変更にあたらぬ(記載漏れの追加修正)
平成30年6月27日	II-6特定個人情報の保管・消去	・事務室において、施錠付きのラック内に保管している。 ・毎日バックアップを保存するとともに、「遠隔地保管に関する行動計画」に従い、一定間隔で遠隔地保管を実施。 ・バックアップメディアは施錠付きラック内に保管する。	・入館及びサーバー室への入室を厳重に管理したデータセンターに設置したサーバー内に保存され、バックアップも毎日同センターに設置したバックアップサーバー内に保存される。	事後	重要な変更にあたらぬ(特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更)
平成30年6月27日	IV-8-①「連絡先」	電話:011-204-5279	電話:011-204-5265	事後	重要な変更にあたらぬ(誤字脱字の修正)
令和1年6月20日	Ⅲ-7②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか (その内容)	① H26.4.11道の機関から外部あてに一斉電子メールを発信する際に、受信者宛先欄に196人のメールアドレスが表示される状態で送信する事例が発生した。 ② H27.3.9に道本庁舎執務室内の業務用パソコンに接続していた外付けハードディスク1台が紛失したことが判明した。当該ハードディスクには、個別事例案件や所管課が主催する研修会の受講者名簿等の個人情報が約1万人含まれていた。 ③H28.1.16に出先機関において開催された研修会において、当該出先機関の職員が、約130人分の個人情報が記載された文書と約160人分の個人情報が保存されたUSBメモリーを紛失した。	H28.12.9に道の機関から外部あてに一斉電子メールを発信する際に、受信者宛先欄に198人のメールアドレスが表示される状態で送信する事例が発生した。	事後	重要な変更にあたらぬ(時点修正及び記載漏れの追加修正)
令和1年6月20日	Ⅲ-7②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか (再発防止策の内容)	①事故発生を受け、各課において臨時のセキュリティ研修会を開催するとともに、各課等の情報セキュリティ管理者の責務として再発防止の対策を行うこととした。 ・職員のメール誤送信防止についての認識を深める。 ・必ず複数の職員によって宛先等を確認する対策を徹底する。 ② 庁内各課に対し、注意喚起と次に掲げる再発防止策を講じるよう、文書通知を行った。 ・外付けハードディスクなど外部記録媒体の数量・配置箇所を的確に把握し、施錠管理を徹底すること。 ・外部記録媒体の機能に応じパスワードの設定等を行うこと。 ・閉庁日や勤務時間外において、執務室等を無人とする場合は、短時間であっても必ず施錠する。 ・職員以外の者が執務室等に入室するにあたっては、目的や用務を確認する。 ③個人情報の適正管理について研修を行い、再発防止に取り組むこととした。 また、外部記録媒体の管理の徹底と職員に対する指導について、文書通知を行った。	事故発生を受け、各課において臨時のセキュリティ研修会を開催するとともに、各課等の情報セキュリティ管理者の責務として再発防止の対策を行うこととした。 ・職員のメール誤送信防止についての認識を深める。 ・「個人情報送付時におけるチェックリスト」を作成し、必ず複数の職員によって宛先等を確認する対策を徹底する。	事後	重要な変更にあたらぬ(時点修正及び記載漏れの追加修正)
令和2年2月13日	I-2-③他のシステムとの接続	[○]その他(中間サーバー)	[○]その他(中間サーバー、児童扶養手当入力システム)	事後	評価の再実施

令和2年2月13日	Ⅱ-3②入手方法	[○]フラッシュメモリ	[]フラッシュメモリ(削除)	事後	評価の再実施
令和2年2月13日	Ⅱ-3-①入手元	総合政策部地域主権・行政局市町村課	総合政策部地域振興局市町村課	事後	評価の再実施
令和2年2月13日	Ⅱ-5-移転先1-⑥移転方法	身体障害者手帳発行システムへ移転機能を追加する。	身体障害者手帳発行システムにインターフェイスを実装	事後	評価の再実施
令和2年2月13日	Ⅱ-5-移転先2-⑥移転方法	身体障害者手帳発行システムへ移転機能を追加する。	身体障害者手帳発行システムにインターフェイスを実装	事後	評価の再実施
令和2年2月13日	Ⅲ-3「リスクに対する措置の内容」	身体障害者手帳に関する事務に関係のない情報は保有しない。 北海道庁宛名連携サーバー、中間サーバーと接続するが、身体障害者手帳に関する事務は他システムへの情報照会を行わないため、事務に必要な情報との紐付けが行われることはない。	身体障害者手帳に関する事務に関係のない情報は保有しない。 北海道庁宛名連携サーバー、中間サーバー、児童扶養手当入力システムと接続するが、身体障害者手帳に関する事務は他システムへの情報照会を行わないため、事務に必要な情報との紐付けが行われることはない。	事後	評価の再実施
令和2年2月13日	Ⅲ-7②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生あり	発生なし	事後	評価の再実施
令和2年2月13日	Ⅲ-7②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか (その内容)	H28.12.9に道の機関から外部あてに一斉電子メールを発信する際に、受信者宛先欄に198人のメールアドレスが表示される状態で送信する事例が発生した。	削除	事後	評価の再実施
令和2年2月13日	Ⅲ-7②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか (再発防止策の内容)	事故発生を受け、各課において臨時のセキュリティ研修会を開催するとともに、各課等の情報セキュリティ管理者の責務として再発防止の対策を行うこととした。 ・職員の間でメール誤送信防止についての認識を深める。 ・「個人情報送付時におけるチェックリスト」を作成し、必ず複数の職員によって宛先等を確認する対策を徹底する。	削除	事後	評価の再実施
令和2年2月13日	Ⅲ-9. 従業者に対する教育・啓発	・職員に対し、個人情報保護に関する研修を行っていく。	・職員に対し、個人情報保護に関する研修を行っている。	事後	評価の再実施
令和2年2月13日	V-1①実施日	平成26年12月12日	令和元年10月24日	事後	評価の再実施
令和2年6月17日	Ⅳ-1①請求先	北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター	北海道総務部行政局文書課行政情報センター	事後	重要な変更にあたらぬ(組織機構改正に伴う所属名の修正)
令和4年5月18日	Ⅲ-7②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後	重要な変更にあたらぬ(重大事故の発生)
令和4年5月18日	Ⅲ-7②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか (その内容)	(記載なし)	複数ある外部団体の所属員の氏名等を含むデータ(個人番号を含まない)を、それぞれの団体にメール送信する際、当該データが個人情報であるという認識なく、全団体に送信した。事故発覚後、送付した全団体に対し、謝罪するとともに、送付したデータの破棄を依頼した。	事後	重要な変更にあたらぬ(重大事故の発生)

令和4年5月18日	Ⅲ-7②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか (再発防止策の内容)	(記載なし)	職員に個人情報を取り扱う認識を徹底させるため、研修を実施するとともに、文書発出の際は、複数人による確認を徹底するよう周知している。また、職員が職務で使用するパソコンを起動する際、自動で個人情報の誤送付等の防止を喚起するポップアップを表示させる機能を利用するなどICTを活用した意識喚起にも取り組んでいる。	事後	重要な変更にあたらぬ(重大事故の発生)
令和4年5月18日	I-5-②「法令上の根拠」	番号法第19条7号 別表第二	番号法第19条8号 別表第二	事後	重要な変更にあたらぬ(誤字脱字の修正)
令和4年5月18日	Ⅱ-5-「提供先1」①「法令上の根拠」	番号法第19条7号 別表第二の10の項	番号法第19条8号 別表第二の10の項	事後	重要な変更にあたらぬ(誤字脱字の修正)
令和4年5月18日	Ⅱ-5-「提供先2」①「法令上の根拠」	番号法第19条7号 別表第二の14の項	番号法第19条8号 別表第二の14の項	事後	重要な変更にあたらぬ(誤字脱字の修正)
令和4年5月18日	Ⅱ-5-「提供先3」①「法令上の根拠」	番号法第19条7号 別表第二の16の項	番号法第19条8号 別表第二の16の項	事後	重要な変更にあたらぬ(誤字脱字の修正)
令和4年5月18日	Ⅱ-5-「提供先4」①「法令上の根拠」	番号法第19条7号 別表第二の20の項	番号法第19条8号 別表第二の20の項	事後	重要な変更にあたらぬ(誤字脱字の修正)
令和4年5月18日	Ⅱ-5-「提供先5」①「法令上の根拠」	番号法第19条7号 別表第二の27の項	番号法第19条8号 別表第二の27の項	事後	重要な変更にあたらぬ(誤字脱字の修正)
令和4年5月18日	Ⅱ-5-「提供先6」①「法令上の根拠」	番号法第19条7号 別表第二の28の項	番号法第19条8号 別表第二の28の項	事後	重要な変更にあたらぬ(誤字脱字の修正)
令和4年5月18日	Ⅱ-5-「提供先7」①「法令上の根拠」	番号法第19条7号 別表第二の31の項	番号法第19条8号 別表第二の31の項	事後	重要な変更にあたらぬ(誤字脱字の修正)
令和4年5月18日	Ⅱ-5-「提供先8」①「法令上の根拠」	番号法第19条7号 別表第二の54の項	番号法第19条8号 別表第二の54の項	事後	重要な変更にあたらぬ(誤字脱字の修正)
令和4年5月18日	Ⅱ-5-「提供先9」①「法令上の根拠」	番号法第19条7号 別表第二の55の項	番号法第19条8号 別表第二の55の項	事後	重要な変更にあたらぬ(誤字脱字の修正)
令和4年5月18日	Ⅱ-5-「提供先10」①「法令上の根拠」	番号法第19条7号 別表第二の56の2の項	番号法第19条8号 別表第二の56の2の項	事後	重要な変更にあたらぬ(誤字脱字の修正)
令和4年5月18日	Ⅱ-5-「提供先11」①「法令上の根拠」	番号法第19条7号 別表第二の57の項	番号法第19条8号 別表第二の57の項	事後	重要な変更にあたらぬ(誤字脱字の修正)
令和4年5月18日	Ⅱ-5-「提供先12」①「法令上の根拠」	番号法第19条7号 別表第二の79の項	番号法第19条8号 別表第二の79の項	事後	重要な変更にあたらぬ(誤字脱字の修正)
令和4年5月18日	Ⅱ-5-「提供先13」①「法令上の根拠」	番号法第19条7号 別表第二の85の2の項	番号法第19条8号 別表第二の85の2の項	事後	重要な変更にあたらぬ(誤字脱字の修正)
令和4年5月18日	Ⅱ-5-「提供先14」①「法令上の根拠」	番号法第19条7号 別表第二の106の項	番号法第19条8号 別表第二の106の項	事後	重要な変更にあたらぬ(誤字脱字の修正)
令和4年5月18日	Ⅱ-5-「提供先15」①「法令上の根拠」	番号法第19条7号 別表第二の108の項	番号法第19条8号 別表第二の108の項	事後	重要な変更にあたらぬ(誤字脱字の修正)
令和4年5月18日	Ⅱ-5-「提供先16」①「法令上の根拠」	番号法第19条7号 別表第二の116の項	番号法第19条8号 別表第二の116の項	事後	重要な変更にあたらぬ(誤字脱字の修正)
令和5年5月10日	Ⅳ-2-①「連絡先」	電話:011-204-5264	電話:011-204-5075	事後	重要な変更にあたらぬ(電話番号の修正)